

平成27年10月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年10月7日(水)
- 2 場 所 南別館委員会室
- 3 開始時間 午後1時26分
- 4 終了時間 午後3時00分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括担当主幹

- 6 会議録署名委員 赤松委員、島津委員

- 7 開会

○小西委員長

ただいまより、10月定例教育委員会を開催します。本日の議事の終了時間は2時55分を予定していますので、よろしくお願いいたします。

- 8 前会議録の承認

○小西委員長

前会議録の承認ですが、9月定例教育委員会の会議録につきましては、すでにお手元にお配りしています。修正など改めてございませんか。ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。

- 9 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、島津委員をお願いいたします。

- 10 教育長報告

○教育長

今日は、3点ほど報告させていただきます。一つは、お手元にございます生徒指導の現状についてというA4一枚の紙があるかと思いますがご覧下さい。4月から書いてございますが、9月、非行については5件ということで、内容については、ご質問あればお答えいたしますけれども、一応その下にあるように、家出とか、郊外の徘徊が非常に多かったということでございます。したがって、それ以外の暴力行為でありますとかは、減少してきている状況でございます。不登校につきましては、全体としては、このような状況なのですが、9月はまだ出ておりませんが、学校が始まってから、8月末には始まりましたので、そんなに特別多く出たというわけではございません。毎月と同じような状況で推移をしているところでございます。

それから、いじめにつきましては、学校からの認知、親からの相談等でございますけれども、9月は4件ということで、大きなことに発展するようないじめはございませんでした。これらはすべて学校で対応していただいて、解消しているところでございます。

交通事故につきましては、若干、9月は他の月に比べるとちょっと多いのですが、休み明けで、登下校の事故が多くなっております。

それから、5番目の不審者、声かけ事案につきましては、9月になって、4件ほど声かけ事案がありました。実際には被害に遭った生徒はおりません。ただ、小学校の3件のうちの2件と中学校の1件は

同一人物ではないかと思われる可能性がある声かけで、いわゆるティッシュを持っていないかということで、秘部を露出している事案でございます。もちろん警察には届け出がしてあるのですけれども、やせ型の眼鏡をかけていなくて、175センチぐらいの背の高さだということです。場所は違うのですが、何かで移動している可能性はあります。ということが、第一番目の報告です。

全体を通して質問していただくということによろしいですか。

2番目は、環霧島教育長会議という資料があるかと思えます。今年になって第2回ということですが、見ていただきますと、今回の議案は、役員改選というは、いつも霧島が事務局になっていただいているので、これは例年どおり、霧島の教育長さんが会長ということになりました。防災教育についての色々な報告等、特色ある郷土教育についてということの協議がございました。これは今日皆さんに報告をするのに、いいなと思った部分があることと、都城でも少し真剣に取り組む必要があるのかと思ったのは、(4)の特色ある教育についてということでの、小林市とえびの市の取り組みです。今、学校運営協議会等をやっているということで、その中で、各中学校区で取り入れられるのは取り入れていくということがいいのかなと、私としては考えているのです。小林市の内容、それから、えびの市の内容をご報告させていただきたいと考えています。

資料を見ていただければ、すぐに小林市のことが綴ってあります。特色ある郷土教育についてということで、小林市はコスモス科というものを学科として創設して、そこにありますように、小学校1年から中学校3年の9年間を通して、コスモス科というものを設置しているのです。それはどこでやっているのかというと、小学校1年、2年では、生活科の履修時間の中から15時間を確保している。小学校3年以上中学校3年までは、総合的な学習時間35時間を確保しているということです。総合的な学習の時間を使って、基本的にはコスモス科という新しい教科をやっている。これは教科でございまして、なかなか都城でやるのは難しいとは思っているのですが、これは面白いなと感じたのは、その内容が、目標はそこにあるように小林市民としての自覚を持って、主体的自立性とか、他者との関係、人間形成等をやっていくという、人間力の向上ということになるのだと思うのですけれども、その中の3領域8能力と書いてありますように、自分領域、他者領域、社会領域の3つの領域を持っていて、それぞれに能力を自己育成、責任遂行、コミュニケーション、集団参画能力、環境保全能力、地域貢献能力、文化的創造、将来設計能力というふうに設定をしています。これがおもしろいのは、最後に小林未来予想図というのがあって、最後に、小林市に提言する内容をまとめさせるのだそうです。それを市に提出するのだそうです。こういうふうな町にしてほしいという提言を自分たちが作って出すという、それをまとめにするという考え方です。

次のページを見てもらいますとわかりますが、自分領域、他者領域、社会領域があって、右のほうにあるのは、各学年の指導項目と単元まであるのです。そこをずっといきますと、最後の中学校3年になると、小林未来予想図というのがあって、中学3年生になった時に、小林に対して提言をするということをやらせる。そういう活動をやっているということなのです。

平成18年から試行的にやって、平成21年度より実施して、23年度にテキストを改訂して、平成24年に改訂のテキストで実施しているということで、かなり10年はかかっているけれども、7、8年で積み重ねて作って、10年近く自分たちが検討、検証しながら毎年進めてきているということです。なかなかここまでやりきれないと思うのですけれども、これはなかなかのものだなと思って、私はびっくりしたのです。

都城で全部やるのは無理なので、こういうものを参考にしながら、例えば、今、学校運営協議会で中学校区で、そういうものを少しやれるような取り組みとかを参考にさせていただきたいと思って、今日、ご報告をさせていただきました。

それから、同じこともえびの市でもやっている。特色ある郷土教育について、市創設の教科、えびの学という科目があるのだそうですけれども、これもほとんど同じです。小林市を真似したか、どちらかわかりませんが、内容においては、自然環境と自分、歴史と伝統と自分、小林市のほうがずっと細かいです。これも生活科を15時間、総合的な学習の時間を35時間使ってやっております。科目だからちゃんと評価をしますのでけれども、それ以外にえびの市は、そこにありますように、30人学級を完全実施しております。なかなか都城は厳しいのですけれども。4500万円の予算を確保して、すべて30人学級でやっている。幼小連携とかの接続のプログラム、プロブレム解消もちゃんとやっている。飯野高校は生徒が減っているようなので、給付型奨学金の支給をやっています。普通は、貸与型奨学金なのですが、高校生に対して地方自治体で給付型の奨学金を支給するのは、すごく思い切った政策だと思うのです、教育に対して。遠距離の学生の交通費も支給しているわけですけれども、学力向上のための就職支援活動もしている。市が一体となって、教育にすごく熱心に取り組んでいるというのがえびの市の印象で、小さいところなのだけれども本気度が全然違うなと思いました。

それから、学校支援地域本部を作って、教育委員会社会課にボランティアコーディネーター2名を配置している。やはり、こういう手厚い予算をきちんと配置しながらやっているというのは、小林市も複式解消の副担をつけるというので予算をつけましたが、そういう意味で、近隣の市がやっている。高原も複式解消をやっておられます。都城市も危機感を持たないといけないのではないかとということで、ご報告をさせていただきます。

どういう市が環霧島会議に参加しているかというのと、都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町、曾於市、霧島市。これが2番目です。

3番目は、昨日出した資料なのですが、これから行われるイベントです。そこに書いてございますので、これは目を通していただければいいと思うのですが、10周年ということで、多くのイベントが都城市では予定されているところでございます。そういう意味では、教育委員の方たちにも時間がある時に、足を運んでいただければと思います。ご紹介申し上げます。

以上、3点です。

何かご質問があればお聞きいたします。

○小西委員長

何かお尋ねありませんでしょうか。

不審者と声かけ事案が4件報告されていますけれども、報告者はどういった方たちですか。

○教育長

学校の帰りにこの事案が起きて、子供が駆け込んで保護者に、保護者が学校側ということですが、1件だけは、5歳ぐらいの子供を連れて、歩いて遊びに行っている時に、同じようにティッシュをくれなにかという声かけがあったものです。この中で、中学生は家の近くまでずっとつけられて、家に駆けこんで、父親がいたので父親に言って、父親が出た時には誰も見つからなかったということです。小学生は全部親に言って、親から学校に通報があって、警察に届けたという事案です。

○小西委員長

わかりました。3件の報告について、何かお尋ねはありませんでしょうか。

えびの市の飯野高校生の給付型奨学金というのは、何名ぐらいなのでしょう。

○教育長

それはまだ聞くのに時間がなくて。えびのとしては高校がなくなるのは非常に困るという危機感をずっとお持ちです。また聞いておきます。

○小西委員長

本当に返済が皆さん、大変で、収入もないので、それを溜めていて、身動きできないという話をよく聞きますけれども、奨学金というのは給付型がふえてくれればいいなといつも思っているところですけども、予算的には大変でしょうね。

○教育長

ただ思い切りそこまでやらないと、なかなか難しいところもあるのでしょうかけれども、特に、地方ではなかなか仕事がないので、子供たちを学校を出すのは大変だと状況もあります。かつては、国がやっていた育英奨学金も、給付型というか、こういう仕事に就けば返済しなくていいというのがありましたよね。ですが、今は全部貸与型なのです。日本は寄附の文化とかそういう給付するという文化が余りないですが、アメリカなどの大きい企業がやっているのは全部給付型が多いですから、人を育てるといった感覚がやはり違うのではないかと思わざるを得ないところがあります。

○小西委員長

とても大変なので移行していくのに時間がかかると思うのです。何らかの努力した人とか、そういう目標とか、少数でも給付型の奨学金が復活すればいいなと思いますけど、一斉にとというのはなかなか不可能ですけど。

○教育長

昔だったら、学校の先生になれば返さなくていいとか、大学の研究者とかになれば返さなくてもいいとか、もう一つぐらい何かありましたよね。私も大学院の時に奨学金をもらったのですけれども、一応、運よく大学で教員になれましたので、奨学金を返さなくて済んだのです。高等学校もそうになっていたと思います。そういうのがあったと思います。アメリカなんかの場合、給付型が多いのは、奨学金をもらった人が企業の中核に入って、偉くなって、寄附の文化があるからぼんと寄附をするわけです。財団に寄付してくれますから、それがいい循環で回っていくというのがあります。今、やはり、一番言われるのは、大学を出た時に500万、600万の借金を背負って就職をしていくわけで、それでいいのかというのが、社会的に問われているのですけれども。

○小西委員長

そしてそれは、返済できるお仕事があればいいのですけれども、外れた人の場合は何か返済が滞っていつて。

○教育長

やはりそれは追及されますので。

○小西委員長

それはとても暗い人生になると思います。実現は不可能でしょうけれども、言い続けていって、少数でも給付型の奨学金がふえていけばいいなと思います。

○教育長

飯野高校は具体的にはわからないのですけれども、給付型の奨学金ということで、びっくりして、思い切ったことをちゃんとするのだなど、教育に対する思いが全然違うと思います。

○小西委員長

話がそれますけれども、ロータリーなんかには奨学金がありますよね。

○島津委員

教育振興基金というのがあって、高校生向けに、余り対した額ではないのですが、しております。

○小西委員長

行政だけではなくて、そういう意識が社会的に広がっていけばいいのかなと。

○教育長

本来は企業とか財団を作って、人材育成のために給付型をすとか、日本にも寄附の文化というか、そういう文化を作らなければ本当はいけないのではないかと思いますけれども、前々から。なかなかないですよ。

○赤松委員

企業で給費制というのが昔はございましたよね。

○教育長

あったと思うのですけれども。

○赤松委員

例えば、サントリー創業者の鳥井さんが優秀な人にお金を出して育てたというのは、今はもうないのですかね。

○教育長

給費制というのは、無くなっているのではないのでしょうか。昔はあったと思いますが、そういう意味で、人を育てようという気持ちが皆さんにあった時代があったと思いますが、日本経済が80年代、非常に悪くなりまして、そこでかなり全部やめて、日本育英会もそうだと思うのだけれども、全部やめてしまって、貸与型に変えてしまいましたのではないのでしょうか。

○小西委員長

他にございませんか。

それでは、ご報告ありがとうございました。

11 議事

○小西委員長

議事に入りたいと思います。本日は、報告が3件、議案が4件、本日、新たに追加しまして合計で9件です。

それでは、議案第38号を美術館長にご説明いただきます。

○美術館長

本年度の特別企画展であります「日韓近代美術家のまなざし―「朝鮮」を描く」展の関連イベントとしまして、DVDの上映会を美術館で開催いたします。これを夕方行いたいということで、開館時間の延長をしたいということで、開館時間の変更ということで出させていただいております。

関連イベントにつきましては、実施日が10月30日、金曜日、11月6日、金曜日、11月13日、金曜日、11月20日、金曜日の4日間で、開館時間の変更は、通常午後5時までなのですが、午後5時から午後9時まで延長しまして、映画の時間は午後6時から8時ぐらい、2時間ぐらいを予定しております。内容につきましては、「ふたつの祖国、ひとつの愛 ～イ・ジョンソプの妻～」という作品と「道～白磁の人～」という作品なのですが、この作品はイ・ジョンソプというのは、韓国では知らない人はいないという作家で、アジア人で初めて、ニューヨーク近代美術館に作品が収蔵されたという方で、評価額は億単位の値がつくという韓国では第一人者の方で、その方をテーマにした、奥様が日本人の方で、戦前戦後の日本人が朝鮮の方たちを差別したり、蔑視してたりという時期に、国を越えて愛情を育んだという物語になっております。

もう1本の「道～白磁の人～」というのは、時期的には同じ頃なのですけれども、浅川巧という日本人の林業技師の方が朝鮮半島に渡りまして、戦争で荒廃した山々を再生するという目的で行かれたのですが、朝鮮の陶磁器だったりとか、工芸品に魅せられまして、現地の方々との交流をしながら朝鮮美術の発展に寄与したという方の話になります。今回の作品展の中でも、浅川巧が集めた陶磁器とか、イ・

ジョンソプの作品もきますので、関連があるということで、ぜひ、観ていただきたいということで、夕方したいということで、通常の開館が9時から5時までですので、9時から午後9時まで時間の延長したいということで、議案として出させていただきます。

○小西委員長

今の議案について何かありませんでしょうか。

私、パンフレットの詳細をまだ目を通していませんので、映画をご覧になる方は入場券が必要となりますか。

○美術館長

入場券の半券、または、まだ入場されていない方は入場券を確認させていただいて観ていただくこととなります。

○小西委員長

それが何かのご案内に明記されているのですか。

○美術館長

チラシには書いてあります。

○小西委員長

すみません。まだチラシもよく見ていなかったものですから、失礼いたしました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、開館時間が午前9時から午後9時までということで決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、都城島津館館長より、報告第71号、報告第72号、議案第39号、議案第40号、議案第41号をご説明いただきます。

○都城島津邸館長

都城島津邸の館長でございます。

今回は、教育委員会付議件として、まず、報告第71号について、ご報告いたします。

専決処分した事務についてということで、皆さんのお手元に資料があるかと思えます。

報告第71号「城美会絵画展共催について」ということになっているところです。

これは、都城市と三股町で組織している城美会という絵画グループがございます。昭和36年に創設されて、現在、30名ほどの会員がいらっしゃいまして、市立美術館で展示会を行っているのですが、市民ギャラリーの期間が詰まっております、せっかくの絵画を人目に触れる機会が少ないということもございまして、現在、その城美会から絵画展を島津邸で行えないかということで、まず、ご相談がありまして、その後、開催させていただきたいということで、石蔵を活用してやらせてもらえないかということで、こちらのほうも考えまして、島津邸の中で行うということで、共催という形で開催するものでございます。

現在、島津邸の石蔵につきましては、集客と施設の有効活用ということで、平成27年4月1日から、石蔵カフェとして三股町にあるカフェMIYABIさんの支店として、目的外利用を許可して運営しているところです。これによって、今、島津邸の集客数も少しずつ増加している傾向にあり、人気も高まっているところでございます。これにさらに、美術絵画展を行うことで、愛好家たちにも来ていただいて、鑑賞の機会を広く作り、島津邸のさらなる集客のための手段になるということで、共催についても開催をしているところでございます。これについては報告ということになります。

それでは、報告第72号をご説明します。

こちらにつきましては、公開承認施設の認定についてということで、お手元の資料に別紙についてい

るかと思いますが、本年7月28日付で、公開承認施設の認定に向けて、文化庁に申請をしております。これにつきましては、国宝、国の重要文化財等の重要な作品を展示できる特別な施設という意味があるのですが、8月27日付で文化庁長官から承認されたところでございます。これを受けまして、内容としては、国宝、重要文化財、登録有形文化財を適切に保存、展示できる施設のことを公開承認施設といいまして、宮崎県では初になります。この認定を受けた施設では、展示会における国指定重要文化財の公開手続きが文化庁の許可なく行えると、事後報告でも構わないということで、それに伴って、作品の修理費とか、梱包運送費、出品者への謝礼金等の一部が文化庁から補助が出るということで、市の補助が少なく済むような形になることと思っております。現在、九州管内でも14番目で、鹿児島、宮崎では、鹿児島では黎明館1件だけです。南九州では二例目ということで、素晴らしい認定を受けたと考えているところです。以上が報告です。

続きまして、議案第39号を説明させていただきます。

都城島津伝承館審議委員の委嘱についてということで、都城島津邸条例の第18条の規定に、都城島津伝承館審議委員を委嘱するというのがございまして、現在、その委嘱期間が切れましたので、別紙のとおり、7名の方に新たに審議委員を依頼しようと、議案として提出したものでございます。

別紙の裏を見ていただくと、関係資料で、この方たちの肩書、経歴等が載っているかと思いますが、上から6人目までは、再任となっているところです。そして新たに、審議委員の定数が8名になっておりまして、まだ2名余裕がございましたので、宮崎大学の准教授の関周一先生を新たに新任として依頼しようということで、議案として上げたところでございます。任期につきましては、11月1日から2年後の平成29年10月31日までとしているところでございます。

あと1件、飛ばしまして、議案第42号にまいりたいと思います。

議案第42号「都城島津伝承館観覧料の免除について」ということで、島津邸条例第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり都城島津邸伝承館特別展示の観覧料を免除するという議案を上げております。

中身につきましては、別紙になりますが、これはタウンみやざきを出版している鉦脈社さんが、宮崎県旅するクーポンガイドを制作しているところでございます。こちらの中で、県内の観光施設、温泉施設、道の駅、そういうさまざまな人が訪問する施設の利用を促進するために、例えば、食事の50円引きとか、色々な割引を企画されているところですが、島津邸につきましては、集客の増を見込むために、2名以上で来館し、この本についているクーポンを持参した来館者のうち1名を無料と、免除するという形になるかと思いますが、こちらのほうを各施設にお願いされているところでございまして、要するに、島津邸に2名以上で来られた場合、1名は無料になる。ただ1名で来られた場合はもちろん1名ということです。基本的にクーポン1枚に対し、4名でいらっしゃった場合でも、1名だけ無料になるという方法になるかと思いますが、今のところは、対象期間が平成27年10月17日から平成28年2月28日までとしているところですが、免除となる特別展示観覧料は、島津伝承館特別展10月17日から11月29日まで開催される特別展と12月19日から2月28日まで開催される新市誕生10周年記念事業都城島津邸都城市立美術館合同展の2つになるかと思いますが、

説明は以上でございます。

○小西委員長

それでは次に、報告第71号、報告第72号、議案第39号、議案第42号、今、ご説明いただきましたことを先にご質問なりを済ませてから、議案第40号と議案第41号に入りたいと思います。

お尋ねはありませんか。

○島津委員

報告第72号の公開承認施設、この承認を受けるためには、何か設備がないといけないとか、そういう要件とかがもしあって、それを何か追加で準備しなければいけなかったとか、そういうことはなかったのでしょうか。

○都城島津邸館長

この施設につきましては、都城島津邸平成22年3月オープンの際に、既にこの施設になることを前提として設計が盛り込んであったところです。その施設の面につきましては、去年、今年の初めぐらいから私が着任してからも、文化庁のほうと協議をさせていただきまして、まず、基本的に5年以上経過しているというのがございます。今年の4月から該当しておりましたので、それに向けて文化庁と協議を始めまして、実際に展示方法、それから搬入搬出も含めて、ハード面の条件をクリアするように協議をさせていただきました。あと、5年以上に関しましては、ソフト面の学芸員がその施設に5年以上、2人以上の方が熟知した者がいるということが大前提になっておりまして、こちらについても副課長を含めて3名おりまして、すべて5年以上クリアしておりましたので、その2つの大きな要点を基本的に今年の4月以降クリアしていたところがございます。あとの細かいところは、今後注意すべき点とか、これから5年先まで有効なものですから、それに伴う施設管理運営について十分に協議をさせていただきまして、今回の認定に至ったところがございます。

○教育長

これは期限が5年と区切られていますが、そうすると、今おっしゃった状況を満たす人がこれから5年は勤めなければいけないと。それからまた受ける時に、これから先5年となるのですか。

○都城島津邸館長

今、教育長が言われたとおりでございます。

○教育長

資格のある3人はずっと勤め続けなければいけないという話になるわけですね。

○都城島津邸館長

単純に考えるとそのような形になるかと思えます。

ただ、例えば、今、3人おりますので、内2人が残って、1人は新しい人に変えて、その人が5年間ずっと勤めていれば、5年先には交替ができるという感じになるかと思えます。

○教育長

それは、何か学芸員の資格が要るわけですね。

○都城島津邸館長

当然、要ります。

○教育長

そういう人がいれば変えることはできるけれども、いないと変えないわけですね。

○都城島津邸館長

そういうことになります。

一つだけ事例を申しますと、市立博物館が、同じように公開承認施設になったところが、途中で学芸員の異動がありまして、学芸員が足りなくなりました。そうしたら、必然的に公開承認施設が取り消されました。

○教育長

事例があるわけですね。

逆に今度は、新しい人が学芸員の資格をとるように奨励していかなければいけないというものもあるわけですね。

○都城島津邸館長

あと補足すると、今5年いる職員が一端異動で外に出て、また3年後帰ってきて、5年先の時にはいきましたという場合なのですけれども、残念ながら継続して5年以上という規定があります。

○教育長

そういう意味では縛られるわけですね。

○都城島津邸館長

そういうことです。

○小西委員長

お尋ねします。

この城美会の開催は10月1日から1ヶ月なのですが、いつも美術館でありますよね。これが会場が変わるわけなのですか。

○都城島津邸館長

確かに、美術館は広いので、沢山展示できるのですが、カフェとして運営しておりますので、そこにいっぱいあると景観も乱しますので、基本的に今、お話ししているのが、同サイズで一回につき6、7点ぐらいに抑えて、同じ系列の絵画、例えば、風景なら風景を描いているものだけを揃えてくださいと。30名もいると全員の絵画の展示できないものですから、週替わりで花とか、短い期間で、今回初めてのケースなものですから、ちょっと試してみようということで、話を行っているところです。

○小西委員長

そうしますと、美術館では城美会は全然されないわけなのですね。

○都城島津邸館長

今回はされません。美術館は年に1回城美会を市民ギャラリーで展示をやっているのですが、人目にふれる機会がそれぐらいしかないということなので、こちらの石蔵になったところでございます。

○小西委員長

わかりました。ほかにはありませんか。

○小西委員長

お尋ねありませんね。

そうしましたら、報告第71号、報告第72号を承認させていただきまして、議案第39号、議案第42号を決定させていただきます。

(島津委員退席)

○小西委員長

議案第40号、議案第41号の説明をお願いいたします。

○都城島津邸館長

それでは、議案第40号の説明をさせていただきます。

都城市島津邸名誉館長設置要項の制定についてということで、お手元に設置要項があるかと思えます。これは、皆さん、ご存じかと思うのですが、開館の時、平成22年3月21日付に開館した時に、島津久厚様を名誉館長としたところでございます。その時は、急遽その当時は決まったらしく、このような要項という形ではなくて、単純なる名誉館長という形として就任していただいたところですが、今回、亡くなられて1周忌を終わられましたので、もう一度名誉館長ということをお願いしようということで、何らかのきまりがあったほうがいいだろうということで、今回、提示申し上げたところでございます。

この要項につきましては、読み上げますが、市の歴史文化振興と都城島津邸の充実及び発展を図るため、島津邸名誉館長を設置し、必要な事項を定めることを目的とすると。第二条には、名誉館長には都城島津家の当主を教育委員会が委嘱するとしております。そして、職務は、名誉館長は、都城島津邸が主催する事業に関する助言及び指導を行うということだけになっているところです。任期も委嘱の日から終身とすると。ただし、職務遂行に支障があると認められた時、イメージを損う行為があった時、本人から辞退の申し出があった時については、解嘱することができる規定しているところでございます。待遇としましては、これは従来とほとんど何も変わらないのですが、無報酬、非常勤、そして、名刺の贈呈、一番主になってくのが島津邸の行事、式典等に招待することとしているところでございます。

これは、毎回、来ていただくとなると大変なものですから、名誉館長としてうちの行事等に来ていただく機会がございましたら来てくださいという内容が一番いいのかなということで、このような文言になったところでございます。

これが、一応、名誉館長設置要項でございまして、引き続き、議案第41号を申し上げますが、都城島津邸名誉館長の委嘱についてということで、今の実施要項で、第2条には、島津家の当主を教育委員会が委嘱するとなっておりますので、明らかに、うちの教育委員でございます島津久友氏のことになるかと思っておりますので、この方に委嘱するというご提案申し上げました。議案の関係資料にあるとおり、学習院大学を卒業して、現在は、都城市教育委員でございまして、社会福祉協議会会長にもなられているところでございます。

○小西委員長

それでは、議案第40号と41号について、何かご質問がありましたら。

要項の文言など、お気づきになりましたらお願いいたします。

○小西委員長

それでは、議案第40号を決定させていただいてよろしいでしょうか。

続いて、41号はよろしいでしょうか。

それでは、議案第40号と41号を決定させていただきます。

(島津委員着席)

○小西委員長

報告第70号、議案第43号を教育総務課長よりご説明いただきます。

○教育総務課長

それでは、報告第70号 専決処分した事務、教育委員会名義後援について、ご報告いたします。

8月18日から9月29日に申請のありました16点の名義後援を承認しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日追加議案で取り上げさせていただきました議案第43号「都城教育の日シンボルマークデザイン」について、ご説明いたします。

都城教育の日のシンボルマークを募集いたしまして、第1回の審査委員会を9月18日、第2回を10月2日に開催し、10月2日に最優秀賞1点、優秀賞4点を選考いたしました。

ページをめくっていただいて、具体的に最優秀賞が決まったのが山田中学校3年生の児玉聖さんの作品、そして、優秀賞が以下4点の作品を選考したところでございます。

選考委員につきましては、資料のシンボルマークの審査状況というものの裏面に書かれております。4名の皆様が審査員でございます。当初、5名の方を予定しておりましたが、南九州大学の古賀

教授が業務多忙のため出席できないことをご辞退されたので、急きゅうのため欠員の補充が行えなかったため、この4名の審査員で選考していただきました。審査委員長は、市美展実行委員会副会長であります八木先生、副委員長は民間会社のデザイナーである小松進治氏がそれぞれの互選で決まったところです。

応募作品は、小学生が268点、中学生9点、高校1点、高専1点、一般3点の282点でした。審査方法は、審査会で協議されて、まず、すべての作品をそれぞれの審査員がすべて見られました。そしてその中からそれぞれがよいと思う作品を10点から30点上げていただいて、第2回の審査に進むというふうに執り行いました。10月2日はそれぞれの委員が選出した作品10点から30点まちまちだったのですけれども、47点が一次審査というのではないのですけれども、それぞれの委員から出されてきて、その中から最優秀賞、優秀賞の選考を開始したところです。47点の作品の中で、3人以上の委員の選出した作品が9点ありましたので、委員の協議のもと、この9点をさらに構成、表現力、そして、シンボルマークとしてのデザインなどの視点で協議を行い、最終的に最優秀賞1点、優秀賞4点を選出したところです。

この選出するに当たって、当初は応募の時には、都城教育の日という文字、もしくは2月18日を入れ込むことと謳っていたのですけれども、非常に小学生の応募が多くて、応募規定がなかなかうまく伝わらずに入っていない作品も非常に多かったところから、入っていないということだけで排除するのは可哀相だという意見も出ましたので、今回は、教育的配慮ということから、それが入っていないというだけで排除するということとはしなかったということをご了承いただきたいと思います。

今後この最優秀賞作品は、シンボルマークの原案としてデザイン化して、チラシ、パンフレット等に活用していく計画で、2月20日の記念式典において、表彰を行う予定です。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、資料についていかがでしょうか。

○教育長

これをもとにさらに専門家が手を加えるということだよ。

○教育総務課長

色味だとか、大きく変わることはないとは思いますが、色鉛筆でつけているものですから、はっきりした色や形に、線の太さ、そのあたりをデザインしていただきたいと考えております。

○教育長

これは、どのように使う予定なのですか。

○教育総務課長

まず、今年度の記念式典を啓発するチラシ、そして、都城教育の日を周知するためのパンフレット、パンフレットは今年度に限らず、今後使う予定のパンフレット、都城教育の日とはという形で、そういうパンフレットにまず入れ込んでいきたいと思っております。ただ、教育の日の周知の目的のために、教育委員会で会議をする時の資料等にも活用していきたいと考えております。

第3日曜日は家庭の日というのを色々な教育委員会関係の資料には入れ込んでおりますけれども、これと合わせて教育の日もシンボルマークを使って、市民の方に周知をしていきたいと考えております。

○小西委員長

ご意見はどうでしょうか。感想やご意見ということで、何かご意見。

○中原委員

最近、色々と問題になっている確認等々というのは、その他の欄にもありますように、応募作品の著作権・商標権その他一切の権利にか関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任とありますと記載がありますが、恐らくないでしょうけれども、何かそういうことがあった場合、対応の仕方は教育委員会、審査員は全く一切関与しないということによろしかったですか。

○教育総務課長

作品が盗作等もしくはほかの作品と類似しているかどうかという調査は、現在しておりません。しないといけないのかもしれませんが。

○教育長

今、中原委員が読まれたところの、すべて本人の責任となると、小学生、中学生はきついという気がするのだけれども。教育委員会が責任を負うのか、その辺が、大人ならまだわかるのです、自分がデザインをしているわけだから。学校側がやるわけでもなくて、個人参加という形ですよね。その時にその文言をどう解釈していくかということが、起きない方がいいのだけれども、そこまで書いてあって、小・中学生が応募してきて、それは本人の責任ですよとしてしまうのがいかなものかと。そこは非常に下手すると大きな問題になります。

何らかの、教育委員会と実行委員会の間で話をしておいてもらわないと。

○教育総務課長

今後、原案としていただいて、そのあとデザイン化した時の著作権というものを持ってきて、教育委員会で持ってという形をとれば、それ以降に関しては教育委員会で対応はできるのかと考えております。デザイン化する時には、チラシとかパンフレットの作製については、コンペ方式でやる計画にしておりますので、その時点で、今、盗作疑惑だとか、ほかに類似の作品がないかというのも検索したいと考えております。

○教育長

今、ああいうものも起きたばかりなので、余計皆さんも神経質になっているから、発表した時に絶対そういう投書とか、問い合わせが来る可能性はありますね。

○小西委員長

シンボルマークは、デザインがとてもシンプルですから、似たものもあると思うのです。ですから、もしかしてそういうクレームがきた場合、それを判断されるというのが、選定された方々なのです。これはオリジナルだとか、そのものを見て判断してお返ししなくてはいけませんよね、もしクレームがあった場合。それはどなたがするのですか。

○教育総務課長

選定委員もそこまでの調査を行ってはいない状況です。実際は残された作品の中から選出してだけなので、選定委員に責任とか、それを負わせるのはちょっと無理かなと。

○小西委員長

責任ではないのですけれども、ないとは思いますが、もし来た時、何らかの説明しなければいけないわけですよね、ここがこうだとかというのを、納得されるように。とりあえずオリジナルだということを説明される団体はどなたのですか。だれかが対応しなければいけないわけですよね。

○教育総務課長

教育委員会と教育総務課です。

○教育部長

こういうデザインに同じものがないか十分に調査する必要があると思いますが、美術館のほうに審査員もお願いしていますから、美術館に協力いただいて、こういったデザインはないか、そういったもの

を調べさせていただいて、先ほどと申し上げたパンフレット等に掲載する前に、再度、確認したいと思います。当然、教育委員会のほうで対応していかないと。私を含め、事務局等で対応せざるを得ないと思います。

○島津委員

エンブレム問題の時でもあったわけですが、いわゆるインターネットのグーグルとかの検索でも、こういうもので画像でもある程度似たものが検索できるので、もし似たものがあると出てくるという機能があるのだそうです。少なくとも、そのレベルでやって、実際、もう少しデザイン化する時に、デザインを担当するところなり、美術館にも協力をお願いするぐらいはしたほうがいいかと思えます。

○教育長

要するにその場合、仮に似たものがあった場合、この作品が最優秀賞になるのですか。その後の扱い、いつ発表するかわからないけれども、ちゃんと出る時に。

○中原委員

その他の欄に書いてあって、受賞作品が、上記に該当することが判明した場合は、結果発表後であっても、受賞を取り消すことがあります。

○教育長

だから、発表される前に調べないと、結局、子供たちだから、傷ついてしまうわけです。その時どうするのかという問題が一つです。だからそれが結構難しいなと思って。

○小西委員長

盗作ではなくても類似するものがあるかもしれません。これは非常にシンプルですから、まず、見たものを盗作だと言われるという可能性がないというわけではないと思います。

○教育長

発表する前にある程度調べたほうがいいと思います。そうしないと、発表した後では、本人はぼくが描いたのだと言っても、ここに同じものがあるのではないかと、似ているのではないかとと言われて、本人がいらないとばかりを受けてしまうので、小学生、中学生は傷が大きいので、大人ならまだ色々言い訳を言えるかもしれないのだけれども、子供の場合はちょっときついですね。

○中原委員

特に、この霧島を部分的に見ると、これはよくあるような気がする。次のページの作品を見てもどこかで見たような感じがしますし、部分的にもとらえられる可能性はあり、その時の対応というか。

○小西委員長

選定委員会にもう一度議論をしていただいて。

○教育総務課長

もう一度こちらの事務局のほうで類似作品等がないか調査いたします。調査した結果、ないということがわかれば、このまま、報告または教育委員会に報告をするという形でよろしいでしょうか。

○中原委員

審査員では決まっているわけだから。

○教育総務課長

報告という形で、なかったで済む形をとって、もし明らかに類似の作品があった場合にも、もう一度審査会を開催せざるを得ないと考えております。

○委員長

あくまでこういうのは、探そうとする人がいると思うのです。そういう人の対応というのは、これはオリジナルだという選定委員の方のはっきりとした根拠があれば、そんなものでいちいち変えていたら、

何もできないと思うので、その辺の対策というか、根拠を押さえていただければいいのではないかと思います。色々な見方といますか、主観的に色々和似ているとかいうことに、確率は低いでしょうけれども、なった時には、根拠を示していただければ。

○中原委員

対策はあったほうがいいのかと思います。採用された作品の著作権及びその他の権利は都城市に帰属しますとなった段階で、強者がくるかもしれませんが。

○小西委員長

私はネットは全然やらない人間ですけども、しょっちゅうやっている人がいますね、趣味的に。そうすると、どういうこじつけでもできるわけなので、根拠をちゃんとしていただければいいかなと。

今の議案第43号は、今のようなことをお願いしておきまして、期日は大丈夫なのですか。

○教育部長

まだ余裕があります。式典に間に合うようにしていけばいいので、まだあります。そんなにばたばたしないでもいいと思います。11月中にということですので、来月ですから。

○小西委員長

それでは、お手数ですけども、時間的な余裕があるようですので、十分な検討をしていただいて、また、事後報告をお待ちしたいと思います。

12 その他

○11月定例教育委員会日程について

日程 平成27年11月4日(水) 14:00から

会場 図書館3階小会議室

○12月定例教育委員会日程について

日程 平成27年11月18日(水) 13:30から

会場 南別館4階研修室

以上で、10月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

委員長